令和2年度県立南部高等学校(全日制課程 龍神分校)

聴講生の募集に関する要項

1 趣旨

この要項は、一人一人の学びを実現する生涯学習の振興及び社会に開かれた 教育課程の実現をめざし、龍神分校の特定の科目について履修を希望する社会 人の方を聴講生として受け入れるに当たり、必要な事項を定めるものです。

2 聴講の方法

龍神分校の教育課程に位置付けられた教科・科目のうちから教育展開上支障のない範囲で、社会人の方を聴講生として受け入れ、生徒とともに学んでいただきます。なお、授業で実施する実習やレポートの提出等を含め、原則として生徒と同様の扱いとします。

3 応募・問合せ先

和歌山県立南部高等学校龍神分校 担当:教頭 山岡 健

〒 646-0416 和歌山県田辺市龍神村安井469

Tel 0739 (78) 0155

4 募集に関する事項

(1) 募集期間 令和2年2月25日(月) ~令和2年4月3日(金) 9:00~16:00(ただし、土曜日・日曜日を除く)

	募集課程	教科	科目	授業日数・時間	受入	聴講期間
				(予定)	人数	(予定)
1	全日制	情報	情報活用	週2日 (2時間)	3	令和2年4月中旬頃 ~令和2年12月中旬頃

※授業時間及び聴講期間は4月8日(水)頃決定します。

全日制 1限: 8:45~ 9:35 2限: 9:45~10:35

3限:10:45~11:35 4限:11:45~12:35

5限:13:20~14:10 6限:14:20~15:10

(2) 受講開始日時

令和2年4月中旬頃から開始予定。

(3)科目の内容等

科目名:情報活用(3学年)

ア 科目の内容

具体的な事例を通して、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任などの情報モラルや、ビジネスの諸活動において、情報を扱う者の役割や責任について学習します。

また、ビジネスの諸活動に応じた具体的なデータを用いた実習も行います。

イ 受講に当たっての前提条件

ワード、エクセル、パワーポイントの基本動作が可能なこと。 テキスト代が必要。

ウ目標

ビジネスに関する情報を収集・処理・分析し、表現する知識と技術 を習得させ、情報の意義や役割について理解させるとともに、ビジネ スの諸活動において情報を主体的に活用する能力と態度を育てます。

工 授業計画

詳細については、お問い合わせください。

5 応募に関する事項

(1) 応募資格

聴講生として応募することのできる方は、県内に在住又は勤務する 方で、学習意欲があり、次に掲げるいずれにも該当しない方としま す。

- ①現在、義務教育段階の普通教育を受けている方
- ②未成年者で、聴講の申請にあたって、その保護者の同意を得ていな い方
- ③高等学校の秩序を乱すおそれがあると認められる方
- ④他の高等学校に在籍している方

(2) 応募方法

「聴講承認申請書」に必要事項を記載し、本校に提出してください。 なお、「聴講承認申請書」の提出に当たっては、事前に本校に連絡の上、必 ず聴講を希望される本人が持参してください。

提出場所:本校事務室

提出日時:前記4(1)に示した募集期間の午前9時~午後4時

※1 「聴講承認申請書」の提出に当たっては、県内に在住又は勤務していること及び生年月日を証明する書類を持参してください。

県内在住が証明できる書類:(例)住民票、自動車運転免許証

健康保険証等

県内在勤が証明できる書類:(例)勤務地が明記されている社員証等 ※2 来校に当たっては、予め電話で連絡してください。

6 聴講の承認

(1) 方法

「聴講承認申請書」の記述内容の審査や面接の実施など、必要な選考を行った上で、聴講の承認の可否を決定します。

なお、聴講申請者が受入人数を上回った場合には、抽選で決定します。

(2) 公開抽選の日時

令和2年4月8日(水)13:00

(3)公開抽選の会場 龍神分校 応接室

7 聴講までの手続き及び費用

(1) 聴講生決定の連絡

令和2年4月8日(水)13:30以降、応募者全員に結果を連絡します。

(2) 聴講許可書の交付及び聴講にかかる費用の徴収方法について

令和2年4月9日(木) 13:00から龍神分校事務室にて、聴講 承認書の交付及び聴講にかかる費用の徴収方法や聴講に当たっての諸 注意等の説明を行いますので出席して下さい。

(当日出席できない方は、事前に連絡して下さい。また、その場合は令和2年4月14日(火)までに龍神分校事務室までお越しいただくことになります。)

(3) 聴講にかかる費用

ア 授業料(県の条例で定められている金額です。)

1単位(週当たり1時間)当たり全日制課程4,812円

情報活用(2単位):9,624円

校長が指定した聴講を開始する日までに納付して下さい。

イ テキスト代等

情報活用:945円

*

請求日から起算して、15日以内に納付して下さい。 すでに納付したテキスト代等については、特別の理由がある場合を除 き、返金しかねますので了承願います。

8 修了の認定

(1) 認定方法

聴講の出席状況及び実習、レポート提出等を含めた取組状況等から、聴講の成果が当該科目の目標に照らして満足できると認められる場合には、 当該科目の聴講について修了を認定します。

(2) 聴講修了証書等の発行

本校での聴講を修了したと認めた方には、聴講修了証書を交付します。 なお、聴講(修了)証明書の交付に当たっては、県の条例に基づき、手数 料(1通410円 令和元年12月25日現在)が必要になります。

9 聴講の承認の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、聴講の承認の全部又は一部を取り 消すことがあります。なお、この場合、授業料は月割計算(取り消された日 の属する月を含む。)とします。

- (1) 正当な理由がないのに引き続き1月以上出席しないとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により聴講の承認を受けたとき。
- (3) 高等学校の秩序を乱し、その他聴講生としての本分に反したとき。
- (4)納期限までに授業料等を納付しないとき。
- (5) 学則及びその他の規則に違反したとき。
- (6) 高等学校における教育活動に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (7) その他校長が聴講の承認の取消しが必要と認めるとき。

10 その他注意事項

- (1) 本校敷地内は禁煙です。
- (2) 校内では本校が準備する名札を着用してください。
- (3) 自動車での登校はできません。
- (4) 学校における結核対策として、聴講を承認された方は、1年以内に実施した胸部エックス線検査で、結核等の所見がないことを証明した書類を提出願います。